

# 退職時の給料を早く支払ってほしい

## 【質問】

5年間勤務した会社を辞めることにしました。退職日は給料締日の20日です。会社は退職月の給料の支払いは通常と同じ翌月20日に支払うと言っています。自己都合退職なので雇用保険の失業給付はすぐにもらえません。なるべく早く給料を支払ってほしいのですが、会社の言うように来月の支払日まで待っていないといけないのでしょうか。

## 【答え】

労働基準法第23条第1項では「労働者の死亡または退職の場合で、権利者の請求があった場合には、請求を受けた日から7日以内に、賃金を支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず、労働者の権利に属する金品を返還しなければならない」と定めています。

この場合の「賃金の支払いまたは金品の返還を請求することができる権利者」とは、一般には、労働者が退職した場合にはその労働者本人であり、労働者が死亡した場合にはその労働者の遺産相続人のことを言います。

ご質問のように相談者が退職後に「給料を早く支払ってください」と請求すれば会社の就業規則に給料支払日翌月20日と規定されていても、会社は請求日から7日以内に給料を支払わなければなりません。

また、退職金制度がある場合、退職金については通達で「退職手当は通常の賃金と異なり、予め就業規則等で定められた支払時期に支払えば足りるものである」としており（昭和26.12.27 基収5483号、昭和63.3.14 基発150号）、就業規則等に定められている支払時期（例：退職月の翌々月末日支払）に支払いをしても差支えないとされています。ただし、就業規則等に退職金の支払時期の定めがなければ給料と同様に7日以内の支払を請求することができます。

したがって、給料については7日以内に支払ってもらうよう会社に請求してみましょう。退職金制度がある場合には、退職金の支払時期がいつなのか就業規則等で確認しておきましょう。

## 【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 退職時の給料の支払いは、労働者が請求した場合は請求日から7日以内に支払ってもらうことができます。
- ❖ 退職金については就業規則等に支払の時期がどのように定められているかを確認してみましょう。